

(案)

造林事業請負契約書

- 1 事業名 造林事業(長谷山1062と林小班 地拵作業外1)
- 2 事業場所 愛媛県西条市氷見 長谷山国有林1062林班と小班
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契 約 締 結 日 の 翌 日 から
令 和 8 年 3 月 16 日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
〔注〕()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年9月3日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住所 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号
氏名 分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 山口 正浩 印

請負者（乙） 住所
氏名

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

1. 本数伐採率は実地調査(収穫調査)の本数伐採率とする。
2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2. 5 0 m

筋置幅 1. 5 0 m

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

(2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請— 1 3)

植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第 2 8 条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 2, 1 0 0 本
 - (2) 列間距離 2. 0 0 m 苗間距離 2. 4 0 m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第 1 項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

材 料 仕 様 書

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	単位	数量	備考
ヒノキ コンテナ苗木	苗齢2以上 苗長35cm以上 根元径3.5mm以上	本	10,227	

3. 請負者は、2.を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用すること。

4. 請負者は、上記2の苗木について、花粉の少ない苗木(特定苗木等)が調達可能な場合は、優先的に使用すること。

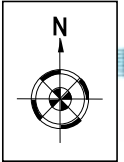
5. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

6. 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

令和7年度 地拵・植付作業請負箇所 位置図

長谷山国有林1062林班と小班

S = 1: 20,000



小松サービスセンター

凡 例			
請負事業地			
通勤経路	人員輸送車		
	徒歩		
乗下車地点			
作業中心地			
市町村役場			

林小班	距離(片道・km)				距離計 (km)	起点
	舗装路 (二車線以上)	舗装路 (二車線未満)	未舗装	徒歩		
1062と	4.7			0.2	4.9	小松サービスセンター(旧西条市役所小松総合支所)

令和7年度 地拵・植付作業請負箇所 実測図

長谷山国有林1062林班と小班

S = 1:5,000

